

令和6年度岩美町廃棄物減量等推進審議会 議事概要

1. 日 時 令和6年11月1日(金)午後1時30分～午後2時50分

2. 場 所 岩美町役場 2階 ミーティング室

3. 出席者 【委 員】6名 【事務局】2名

4. 概 要

○会長あいさつ

<会長>

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。11月となり、寒くなってきました。風邪などひかれないよう健康に留意していただきますようよろしくお願いいたします。

本会議は、前年度の状況について報告があります。また、令和7年の予算編成にむけ、どういった取組みをしていくのが、ごみの減量化につながっていくのか、委員のみなさんにお意見・ご指摘をいただけたらと思います。

○欠席した委員について報告

議事1 副会長の選出について

○以後の議事について会長が進行

議事2について説明

<事務局>

2. ごみ処理の現状について

(1)可燃ごみ処理量の推移について

令和5年度の可燃ごみの排出量は、2,060トンで、昨年度(2,124トン)より64トン減少しています。内訳としましては、委託収集(ステーションなどで収集を行うもの)が1,550トン、一般持込(リンピアいなばに各自が持ち込むもの)が93トン、許可収集(町が許可している一般廃棄物収集運搬業者に委託するもの)が417トンとなっております。昨年度と比較すると一般持込や許可収集は昨年同様で、委託収集が減少したことによるものであると思われます。減少の理由としては、昨年度から人口113人減ったことによるものと推察されます。

また、町では活力ある町の持続とさらなる発展、人口減少・少子高齢化対策として、第2期岩美町地域創生総合戦略を令和2年7月に策定しております。令和4年度に続き、令和5年度も目標を達成いたしました。令和6年度末の目標達成まで努力を続けていきたいと考えております。

最後に令和6年度9月末時点での排出量の実績を報告します。可燃ごみ全体は1,053トンで昨年は1,062トン、内訳として委託収集は767トンで(昨年795トン)、一般持込は52

トン(昨年 50 トン)、許可収集は 234 トン(昨年 217 トン)です。

(2)不燃ごみ処理量の比較について

全体的に、前年と比較して減少となっております。コロナウイルス感染症の規制等が緩和され、経済活動が再開となった年ではありますが、減少となった理由について、人口減によるもの、プラスチック類については簡易包装が進んでいること、燃料価格高騰により物の価格もあがり、消費が少なくなったことが挙げられます。

令和 6 年については、9 月末の実績は、資源ごみが 41 トン(昨年 42 トン)、プラスチックごみが 97 トン(昨年 99 トン)、小型破碎ごみ 44 トン(昨年 51 トン)、大型資源ごみ 14 トン(昨年 12 トン)、ペットボトル 17 トン(昨年 16 トン)、乾電池類 2 トン(昨年 2 トン)、食品トレイは収集しておりません。なお、4 月から開始となりました有害ごみについては 2 トンです。

議事2について質疑

<委員>

ごみが減っている要因としては、広報によるものもあると思うが、どのような取組みをおこなったか。

<事務局>

広報いわみへの掲載、CATV での放送により周知を図っています。

<委員>

ごみの処理量の推移をみているが、1 人当たりの量はあまり変わっていない。東部管内での他町の状況を教えてほしい。

<事務局>

承知しました。

議事3について説明

<事務局>

3. ごみの減量に向けた取組みについて

(1)生ごみ減量化への取組について

生ごみ減量対策として、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入に対する助成を実施しています。コンポスト容器の購入助成は、購入費の 1/2 上限額 5,000 円、生ごみ処理機は、購入費の 1/2 上限額 30,000 円です。実績について、生ごみ処理機の助成については、3 件と令和 5 年度の 12 件と比較して減少しました。コンポスト購入助成については、4 件と、令和 5 年度の 2 件と比較して増となっています。今年度の 9 月末の実績はコンポスト 1 件、生ごみ処理機 4 件です。

また、給食センター設置の大型生ごみ処理機は、バイオ菌が生ごみを水と炭酸ガスに分解し、ごみの減量を行うものであります。令和 5 年度は 6,472 kg の処理を行いました。

(2)ごみのリサイクルへの取組について

資源回収活動につきましては、令和 5 年度も 4 団体が登録され資源回収活動を支援しました。令和 6 年度も同様に 4 団体が登録され活動を行っています。

また、町の収集による古紙回収ですが、令和 5 年度も減少に転じております。排出先が民間の回収ボックスに移っていったのではないかと考えております。

(3)ごみの再資源化への取組について

令和3年度から開始いたしました、布団と衣類の回収につきましては、令和4年度の21tに對しまして、令和5年度は25tと増加いたしました。このように、可燃ごみとして出していた衣類が固形燃料として活用できることを、多くの町民の方に知っていただけるよう、より一層の周知を行っていきたいと思います。ちなみに令和6年度9月末では10トンの回収実績がございます。

議事3について質疑

<委員>

生ごみ処理機の購入費助成について、もう少し宣伝が足りないのではないと思われる。地区公民館に置かせてもらえば、使うことでどういうものかわかるのではないか。

<事務局>

検討します。

議事4有害ごみの排出状況と取組みについて説明

<事務局>

令和6年4月から、スプレー缶やライター、バッテリーが取り外せない小型家電などは「有害ごみ」として排出されることとなりました。現状について、スプレー缶やライターなどが「有害ごみ」として正しく出されていたか4月と8月に鳥取県東部広域行政管理組合が調査し、おおよそ90%の方が適正に出されているようです。また、誤った排出方法で出された物の内訳について、スプレー缶は減少していますが、ライターや小型家電については増加しています。

分別方法変更の周知の取組みについては、令和6年3月の広報いわみ配布時に、ごみの分け方出し方ガイドブック、カレンダーとあわせて、ごみの出し方が変わったことを周知するA4の文書を添付しました。また、翌月の広報いわみ4月号には記事を掲載いたしました。あわせて、岩美町CATVで周知を開始しました。10月には再度広報いわみに記事を掲載しております。

議事4について

<委員>

収集できないごみについてはどのような対応をしているのか。

<事務局>

収集業者には、収集できないごみに黄色いステッカーを張ってもらうようにしています。そのステッカーには、収集できない理由がわかるようになっています。

○閉会